

令和6年 第4回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和6年4月26日（金） 15時00分～16時45分			
場	所	阪南市役所第3・4会議室			
出席者	〈教育委員会〉				
	教 育 長	中 野 泰 宏			
	教育長職務代理者	八 田 三 紀			
	委 員	辻 雅 之			
	委 員	水 島 浩 子			
	委 員	柴 崎 一 也			
	〈事務局職員〉				
	生涯学習部長	森 貞 孝 一			
	生涯学習部理事	中 山 孝 一			
	生涯学習部副理事	丹 野 恒			
	副理事兼給食センター所長	河 野 貢			
	副理事兼生涯学習推進室長	矢 島 建			
	教育総務課長	堀 野 純 司			
	学校教育課長	石 原 慎			
こども政策課長	岩 本 公 一				
中央公民館長	岡 田 一				
学校給食センター所長代理	田 中 芳 拓				
学校教育課長代理	両 口 通 寛				
学校教育課長代理	鈴 木 恒 一				
事務局		教育総務課総括主査	中 山 直 子		
書記		教育総務課総括主査	中 山 直 子		
傍聴者		1名			

会議の要旨

(教育長)

令和6年第4回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和6年第2回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第2回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

第2回臨時教育委員会会議は、教職員の人事異動が案件となるため非公開で行われたが、緊急に協議すべき案件として協議事項第1号をあげた。鳥取東中学校のトイレ改修中、工事請負業者によって合併浄化槽内に塗料が混入したことについては、都市整備部と連携し、前教育総務課長や現教育総務課長等の頑張りにより、仮設トイレの設置や学校教育活動の一部停止などの危機を回避できたことは大変ありがたいことであった。この場を借りてお礼申しあげる。

また、本臨時教育委員会会議では橋本前教育長の退任についても同意された。長期にわたって教育長の重責を担い、また新教育委員会制度への転換期において、行政組織の中での教育長というポジションのあるべき姿を作っていただいた橋本前教育長に改めて敬意を表するとともに、お礼申しあげる。

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和6年第3回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第2号「令和6年第3回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録も承認事項第1号同様、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決された令和6年度阪南市学校園教育基本方針については既に各学校園に

示したところだが、指導主事は昨年度策定した教育大綱とともに、それらに沿った学校園経営を行うよう、指導されたい。よろしくお願いします。

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第3号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員の任命に係る臨時代理について」（生涯学習推進室）

（教育長）

承認事項第3号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員の任命に係る臨時代理について」である。本件については、既に教育長が臨時に代理したものであるが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。生涯学習推進室の説明を求める。

（生涯学習推進室長）

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員については、去る4月18日に第1回委員会を予定していたことから、教育長に対する事務委任規則第3条に基づき、人事異動に伴う新たな委員の任命に係る臨時代理を教育長が行った。その臨時代理について、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、新たに任命した委員の任期は、令和6年4月1日から当該指定管理者の指定期間が満了する日又は指定の取消しの日までである。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

（全委員）

意見、質問等なし。

（教育長）

時期的なものもあり、今会議ではこの後も人事異動等に伴う委員の委嘱等の案件が続くが、各委員の委嘱し忘れ等の遺漏のないよう、よろしくお願いします。

承認事項第3号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「阪南市子ども・子育て会議委員について」（こども政策課）

（教育長）

協議事項第1号「阪南市子ども・子育て会議委員について」こども政策課の説明を求める。

（こども政策課長）

令和6年4月1日付けで市立幼稚園のPTA代表が交代したのに伴い、阪南市子ども・子育て会議条例第3条第2項に基づき1名の方に新たに委嘱することについて協議する。任期は、前任者の残任期間である令和6年4月1日から令和7年8月31日までである。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

公共的団体の代表者として委員を選出していた阪南市自治会連合会の役員が改選されたこと、また、阪南市立学校の代表者である中学校校長が異動したことに伴い、阪南市立学校のあり方検討委員会条例第3条第2項の規定に基づき、新たに2名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年5月1日から、諮問についての協議及び答申が終了するまでである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「令和6年度阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会選定委員及び調査員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「令和6年度阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会選定委員及び調査員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(鈴木学校教育課長代理)

令和7年度に阪南市立義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択するにあたり、阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例及び同条例施行規則に基づき、選定委員及び調査員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

なお、選定委員候補となる保護者代表については、今年度は現時点でまだPTA協議会総会が開催されていないため、未定である。決定次第、本会議に諮り、議決していただきたいと考えている。

また、本日資料として配付している名簿は、選定事務終了まで氏名は非公開と
しているので、取扱いについてはご留意いただきたい。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

教科によっては調査員のいない学校もあるが、調査員のいない学校において不
都合はないか。

(学校教育課長)

調査員のいない学校でも全ての教科について調査研究は行われるため、滞りな
く実施できるものとする。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

なお、理事者からも説明があつたが、名簿の取扱いにはご留意いただきたい。
また、昨年度の小学校の教科用図書選定に引き続き中学校の教科用図書選定とい
うことで、事務局は大変な業務量となるが、阪南市の宝である中学生のための教
科用図書の選定をよろしく願います。

◆議決事項第3号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則の一部改正（案） について」（学校教育課）

(教育長)

議決事項第3号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則の一部改正（案）
について」学校教育課の説明を求める。

(両口学校教育課長代理)

改正規則は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定による阪南市教育委
員会の附属機関として設置している「いじめ問題対策連絡協議会」の施行規則で
ある。選出団体である「大阪府岸和田子ども家庭センター」の名称が「大阪府貝
塚子ども家庭センター」に変更されたこと、また、阪南市の機構改革に伴う課名
称変更のための度重なる規則改正を踏まえ、規則第2条第4号、5号、6号の表
記をいずれも可能な限り普遍的な表記に改正するものである。なお、この規則は
公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(水島委員)

いじめが生起したら、学校はどのような手順で対応するのか。重大な案件は市

教育委員会にも報告されると思うが、その際にいじめ問題対策連絡協議会はどういう役割を果たすのか。

(両口学校教育課長代理)

学期ごとに実施しているアンケート等により、いじめの認知があった際は、学校によって名称は異なるが、校内のいじめ対策委員会を開き、本人や保護者、周囲の子どもたちから聴き取り等を行う。学校として、何があったのか、子どもたちがどんな気持ちなのかを確認し、事実の固定を行う。その結果、認知はしたが、誤解であったということもある。いじめと認定した際には、保護者と連携し、指導や見守りを行い、定期的ないじめ対策委員会等で、いじめに係る児童・生徒の状況等経過を報告し、いじめの解消を判断していく。教育委員会事務局が重大事態に係る事実関係の調査審議が必要と判断した場合は、阪南市いじめ防止対策委員会を開催し、対応していく。

なお、本件のいじめ問題対策連絡協議会は、年3回、学期に1回開催し、学校で生起したいじめの特徴や対応について、警察などの専門機関から情報提供や助言をいただきながら協議する機関である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第4号「阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

海洋教育を行う学校の代表者と市行政職員の委員の異動に伴い、阪南市海洋教育推進協議会設置要綱第3条に基づき、新たに2名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から令和6年5月31日までである。

(教育長)

任期は令和6年5月31日までとのことだが、次の任期の委員委嘱については、また改めて提案があるのか。

(学校教育課長)

今回の定例教育委員会で、次の任期の委員について提案する予定である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

1年間の任期の開始が6月1日からなのはなぜか。

(学校教育課長)

6年前に阪南市海洋教育推進協議会を立ちあげたのがこの時期だったためである。それ以降、1年ごとの任期となっている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「阪南市スポーツ推進委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市スポーツ推進委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

現行の委員の任期満了に伴い、阪南市スポーツ推進委員に関する規則に基づき、別添名簿の12名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

新規でスポーツ推進委員に委嘱される方が4名いるが、募集したのか。

(生涯学習推進室長)

委員候補者の選定方法については、後ほど報告事項第5号で報告する予定であるが、事務局推薦としている。

(教育長)

様々な委員会等で後継者不足が囁かれる中、新たに4名の方にスポーツ推進委員に着任していただけるのは、非常にありがたいことである。コロナ禍も明け、活動が戻りつつあるスポーツの推進にご尽力いただけることを嬉しく思う。よろしくお願いしたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、意見等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第6号「阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員の委嘱について」（生涯学習推進室）

（教育長）

議決事項第6号「阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

（生涯学習推進室長）

本選定委員会は、令和4年3月から同年6月にかけて阪南市立文化センター及び阪南市立図書館の指定管理者候補者を選定した後、当該指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止に関する事項を審査するとともに、「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づく「第三者モニタリング」の実施主体として活動している。

このたび、教育委員会事務局職員である委員の異動に伴い、新たに2名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から、当該指定管理者の指定期間が満了する日までである。なお、指定管理期間は令和10年3月31日をもって満了となる予定である。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

（全員）

意見、質問等なし。

（教育長）

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第7号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」（学校教育課）

（教育長）

議決事項第7号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

（両口学校教育課長代理）

本協議会を構成する阪南市小学校長代表と阪南市中学校長代表の変更と、大阪府子ども家庭センター（阪南市担当）である大阪府貝塚子ども家庭センターの業務の整理に伴い、新たに3名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から令和7年9月17日までである。

（教育長）

いじめは増加の傾向にあり、また、より陰湿ないじめも生起している。いじめ問題対策連絡協議会に、様々な方面からの専門家が委員として参加していただくことは、非常にありがたいことである。それぞれの専門性を生かした意見交流など、活発な会議の運営を期待する。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第7号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年2月1日から2月29日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、泉佐野市主催「eスポーツゲームクリエイターアカデミー2024春」である。令和6年3月30日・31日に泉佐野オチャリーナにおいて、小学生と中学生を対象に、直接プロの試合を間近で観戦したり、eスポーツを体験したりするイベントが開催された。

2件目は、大阪学童保育連絡協議会主催「第55回大阪学童保育研究集会」である。令和6年6月23日、オンラインとサンスクエア堺ほか3カ所の会場で、保護者や放課後児童支援員、学生ほか関係者を対象に、記念講演や様々なテーマの分科会が開催される。

3件目は、貝掛混声合唱団主催「貝掛混声合唱団第18回定期演奏会」である。令和6年8月4日、阪南市立文化センター・大ホールにおいて、一般の方を対象としたコンサートが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和6年度教育委員会予算の概要について」(各担当課)

(教育長)

報告事項第2号「令和6年度教育委員会予算の概要について」教育総務課から順次報告を求める。

(教育総務課長)

各所属所管の令和6年度歳出当初予算について、昨年度と比べて大幅に増減のあるものや、施策の改定を図るものなどを中心に説明する。

資料に基づき、説明する。
(学校給食センター所長)

資料に基づき、説明する。
(学校教育課長)

資料に基づき、説明する。
(生涯学習推進室長)

資料に基づき、説明する。
(中央公民館長)

資料に基づき、説明する。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。
(柴崎委員)

教育総務課予算、小中学校管理費の備品購入費に体育館空調機購入費用が計上されているが、取り付けのための工事を実施するということか。

(教育総務課長)
体育館の空調については、建築設備としての空調機ではなく、大型気化式空調機を購入して設置する予定である。

(柴崎委員)
近年の夏の猛暑には熱中症を想定して対処すべきであり、近隣の市町では体育館に空調を整備しつつある。

(教育総務課長)
大型気化式空調機は大きなタンクに入れた水が蒸発する際の気化熱の水打ち効果で空気を冷やすというもので、湿度にもよるが、湿度が飽和ではなく低めの状態だと8度低い空気を送ることができる。

(柴崎委員)
災害時の避難所になっている学校もあり、少しずつでも対応できるのは喜ばしい。

(教育長)
災害時、最初の避難所に指定されているのは西鳥取小学校、下荘小学校、東鳥取小学校、鳥取東中学校の4校である。ここ数年間はコロナ禍ということもあって、空調設備のある教室を避難者の方に開放してきた。体育館に空調設備を設置するには、電源を整備したうえで設置するという大掛かりな工事となり、工期が長く、費用もかかることから、暫定的な措置として、大型気化式空調機を設置することで体育館における教育活動の環境改善に資するものである。教育委員会としては、他市町同様の空調設備の整備に向け、今後も継続して要望していく所存である。

(教育長職務代理者)
従来の中熱症警戒アラートに加え、本年4月24日からは気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラートの運用が開始された。アラートが発表されたら体

育の授業を屋外から体育館へ変更するなど、学校において取り決めはあるのか。
(学校教育課長)

各校に温湿度計があり、体育館内にも設置している。常にそれを確認しながら教育活動を行っており、指数によっては体育館での体育も中止することがある。
(教育長職務代理者)

ある気温を超えると中止する、と決めているのか。
(学校教育課長)

具体的な指数は各校に示しており、毎年暑くなる前には校長会等の場で改めて通知している。

(水島委員)

学校教育課予算、日本語通訳の会計年度任用職員数は年々増えつつあるのか。また、様々な言語があると思うが、それぞれ任用しているのか。

(学校教育課長)

令和5年度当初、通訳が必要な子どもは10名いたが、令和6年度当初は18名を見込み、18名の通訳を任用できる予算を措置している。言語は中国語が多いが、ベトナム語の通訳も任用している。以前は英語もあった。

(柴崎委員)

令和5年度当初と比較して令和6年度当初の会計年度任用職員の報酬が増額となっているのは、通訳の人数増によるものか。学校図書館司書の人数は増えていないのか。

(学校教育課長)

学校図書館司書の実人数に変更はないが、配置日数は減っており、予算額も減少した。一方、支援の必要な子どもが増えていることを受け、子ども支援員は8名増員している。

(柴崎委員)

学校現場にとって、増員はありがたいものだ。今後も引き続きよろしく願います。

(辻委員)

中央公民館予算、令和5年度から使用料の減免率の見直しが行われたが、結果的に使用料は増えたのか。また、見直しにより利用者は減ってないか。

(中央公民館長)

行財政構造改革プラン改訂版の「施設使用料の減免の見直し」の中で統一的な基準による減免制度の見直しを行い、令和5年度から公民館登録クラブの施設使用料の減免額を、施設使用料の2/3減免から1/2減免に変更した。その効果額については現在精算作業を進めているところであり、後日報告したいと考える。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市就学援助費支給要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市就学援助費支給要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

学校徴収金が未納の場合の就学援助費から学校長への委任払いについては、これまで就学援助費の申請時に保護者に委任状に記入してもらうことで行ってきたが、要綱には委任払いについて明記されておらず、また、医療券の支給方法及び返還についても明記がなかったため、支給方法と返還用件を明確にするための措置として要綱を改正したので報告する。施行日は令和6年4月1日である。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

これまでは学校徴収金が未納の場合を想定しておらず、特別支援教育就学奨励費から学校長への委任払いについては、申請書にも要綱にも記載がなかったため、支給方法を明確にするための措置として、委任払いができるように要綱を改正したので報告する。施行日は令和6年4月1日である。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市スポーツ推進委員推薦要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第5号「阪南市スポーツ推進委員推薦要綱の制定について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

これまで阪南市スポーツ推進委員の候補者の選定については明文化したルールを設けず、過去からの慣習として、事務局である生涯学習推進室の職員が行ってきた。その一方、近年、全国的に地方自治体が附属機関等の委員を選任するに当たり、条例等に基づいて市民から公募することが一般的となり、スポーツ推進委員の候補者の選定に際しても、要綱等に基づいて市民から公募する市町村が見受けられるようになってきた。これらの状況を踏まえ、阪南市スポーツ推進委員の委嘱を適正に行うとともに、第三者への説明責任を果たせるようにするため、大阪府内42市町村の状況を把握するとともに、全国の市町村の動向を踏まえ、これまで実施してきた生涯学習推進室による委員の推薦に係るルールを明文化するため、本要綱を制定したので報告する。施行日は決裁の日である令和6年3月29日である。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「令和5年度第3回阪南市立図書館協議会会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第6号「令和5年度第3回阪南市立図書館協議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年2月8日に開催した、令和5年度第3回阪南市立図書館協議会について報告する。案件は、(1)令和5年度事業について、(2)第四次子ども読書活読書活動推進計画について、(3)令和6年度事業について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

市立図書館が指定管理者による運営になって1年目ということで、できたこともできなかったこともあったかとは思いますが、自習席の設置やぬいぐるみのおとまりかいを始めとする種々のイベントなどは良かったと思うし、モニタリングによ

っても評価されるだろう。また、会議録によると図書館長には2年目、3年目に具体化していきたい腹案があるとのことで、図書館が生まれ変わっていくことを楽しみにしている。ただ、文化センターとの一体化した運営というのをさらに強く押し出すことができればさらに良い施設になるだろうし、サラダホールという建物の滞在時間が長くなるような工夫をしていただきたいと考える。

(生涯学習推進室長)

図書館の指定管理者による運営1年目、利用者のニーズを捉えたスピーディな対応には感謝している。

指定管理者の選定に当たっては、図書館は初めて指定管理者による運営になるということで、安定的な運営を重視した結果、図書館と文化センターそれぞれを運営する2つの事業体からなる共同体を選定したが、選定委員会からは附帯意見として、一体的な運営による新たな魅力の創出に取り組んでもらいたいというのを出した。その点については指定管理者との毎月の定例会などの機会があるたびに要請しているところであるが、図書館協議会においても、文化センター協議会においてもまだ不十分との指摘を受けている。令和6年度は指定管理期間の2年目ということで第三者モニタリングの実施を予定しており、選定委員会が出した附帯意見に指定管理者がどのように取り組んでいるかということを含めて評価し、公表することになる。

(教育長)

案件1の令和5年度事業について、様々な新しい取組に挑戦していただいていること、また、その成果があったという図書館長の報告は嬉しく思う。ただ、11月3日のサラダホールの誕生日イベントが、市内で開催された他のイベントと日程が重なっていたようだという報告に対し、会長からは市で開催する他の行事との調整はできているのかとの質問があった。11月3日は、2つの中学校区で、地域の人々が一堂に会する地域教育協議会主催のフェスティバルがあったと記憶している。このイベントは、各中学校区において、地域の教育力を高めようとする大阪府教育委員会の取組として平成13年頃からスタートし、多少の変遷はあるが、その当時から10月末の土日から11月当初の土日を利用して、様々な協力団体のもと、毎年開催されているものである。コロナ禍により3～4年間は中止していたが、昨年度から復活してきている行事である。今後、他の中学校区のフェスティバル等がどのようになっていくのかはわからないが、中学校区の小中学生を始め、保護者や校区福祉委員会、地域の様々な関係団体で実施しているため、変更は難しいと考える。特に11月3日は、これまでずっとその日にフェスタを行ってきた経緯から、今年度以降も同様の実施となることが予想されることを、図書館の方にも確認していただきたいと思い、紹介した。

この時期は秋の様々な催しがあり、行事のバッティングはある程度仕方がないかもしれない。ただ、一方で教育委員会関連の施設が指定管理になったからこそ、行政と指定管理者が手を取り合い、情報交換を密にする中で、指定管理者の持っている知恵や知識を活用することにより、共同開催としたり、両方に参加できる

工夫をしたりと、今まで以上に市民のためとなる、より良い運営をお願いしたい。
また、今年度は図書館と文化センターの昨年度以上のコラボレーションによるイベントの開催を期待している。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「令和5年度第4回阪南市子ども読書活動推進会議会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第7号「令和5年度第4回阪南市子ども読書活動推進会議会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年2月15日に開催した、令和5年度第4回阪南市子ども読書活動推進会議会議録について報告する。案件は、(1)第四次子ども読書活動推進計画(素案)のパブリックコメント実施結果について、(2)2月8日開催の図書館協議会について、(3)事務連絡、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

他の協議会等と比較して、欠席者が多いように感じる。それは時期的なものなのか。せっかく多様な団体等の方に委員になっていただいているので、開催時間等を変更することで出席率があがるのであれば、工夫すべきではないか。

(生涯学習推進室長)

子ども読書活動推進会議の委員は無報酬ということもあり、一人でも多くの方になっていただきたいと、多くの子ども読書活動に関わっている団体や施設の方になっていただいている。ほとんどの方が夜間や休日よりは平日の日中の方が参加しやすいということで、平日の午後に会議を設定しているのだが、他業務や活動との兼ね合いもあり、今回も開催可能なぎりぎりの人数となったものである。今後は、会議が成立するよう、また、より多くの方にご参加いただけるよう、事務局から開催日を一方的に通知するのではなく、複数の候補日を提示したうえで日程を決定したいと考えている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第8号「阪南市体育協会補助金交付要綱の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第8号「阪南市体育協会補助金交付要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

名称変更を行ったことに伴う措置として、阪南市体育協会補助金交付要綱の一部を改正したので報告する。

日本のスポーツの統一組織である「日本体育協会」が、多くの人々のスポーツ参画を促し、スポーツという文化を後世に継承していくことを目的として、平成30年4月に「日本スポーツ協会」に名称変更したことを契機として、全国的に各都道府県及び各市町村の体育協会が同様に名称変更したことを受け、本市においても令和5年10月1日付けで「阪南市体育協会」が「阪南市スポーツ協会」に改称された。それに伴って補助金要綱も改正したものである。施行日は、令和6年4月1日である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第9号「令和5年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第9号「令和5年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

令和6年1月19日に開催した、令和5年度第1回子ども・子育て会議について報告する。案件は、(1)第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について、(2)第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定について、(3)第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定にかかるアンケート調査について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

5月15日 第9回阪南市立学校のあり方検討委員会

<生涯学習推進室>

5月15日 留守家庭児童会指定管理者応募説明会

5月17日 文化協会総会

5月18日 スポーツ少年団結団式

～9月27日 第42回文化財ミニ展示「瓦づくりの道具」

<公民館>

4月28日 [東鳥取公民館] レコード喫茶 in 公民館

5月 9日～ [尾崎公民館] ペタンク・モルック体験講座(全4回)

5月11日 [西鳥取公民館] ハマヒルガオと干潟の生き物を楽しもう

※いずれも4月26日現在の予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件②「西鳥取公民館・地下湧水槽放流ポンプ故障に伴う地下諸室の浸水について」(中央公民館)

(中央公民館長)

令和6年3月30日、地下の諸室が浸水し、床やカーペット等が汚損した。原因は、3月後半から雨天が続いていたことにより、公民館付近の地下に流入する水量が増加していたことに加え、公民館地下に設置されている「湧水槽放流ポンプ」が不具合により停止したため、地下水等が溢れたことと思われる。西鳥取公民館の地下には建設当初から湧き水があり、それを貯める「湧水槽」という貯水プールのようなものが設置されているが、その湧水槽にたまった水を排水するためのポンプが老朽化による故障のため停止したものである。

そこで、3月30日から当分の間、地下諸室の利用を停止し、利用者への連絡、部屋の振替等を実施するとともに、市ウェブサイト等で告知している。また、早期の再開に向け、不具合がある放流ポンプの更新を行うとともに、浸水した地下諸室のクリーニング等を実施し、再開後の快適な利用に向けて努力している。本日時点では指定管理者から取り急ぎポンプ改修について業者に発注済みであり、地下にある大小4部屋の消毒とクリーニングについても手配を進めているところである。

使用停止期間は1ヵ月程度を見込んでいたが、各部屋の消毒、クリーニングに想定以上に時間が掛かることから、現時点では7月末まで地下諸室の貸館予約受付を停止している。クリーニング等が終了次第、地下会議室の1室を除いて、3部屋を順次再開する予定である。地下会議室は、今回のポンプが原因のものとは別に漏水箇所が確認されており、その原因究明のための調査とその対策工事に、もうしばらく時間が掛かるため、引き続き貸出は停止する予定である。

利用者の方にはご不便をお掛けしているが、早期の再開をめざして取り組んでいく所存である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件③「阪南市市民協働・共創事業提案制度成案化事業『はんなん海の学校事業』の進捗状況報告」(中央公民館)

(中央公民館長)

昨年度後半から中央公民館で進めていた「はんなん海の学校」事業の進捗について報告する。

本事業は、阪南市市民協働・共創事業として、NPO団体と協働し、阪南の海の豊かさを学ぶことを通して、参加者が互いに学び合い、発信する機会を創り出すことをめざしている。本年4月21日には入学オリエンテーションを実施し、橋本眞一前教育長を校長として、小学4年生から社会人まで、入学生12名でスタートした。

今後の具体的な活動は、資料にあるとおり、フィールドワークや学習会など、阪南の海を学ぶ大変充実したメニューとなっている。また、本事業は「TEAM EXPO2025 共創チャレンジ」にも参加しており、今後、大阪・関西万博と連動した発信の場も想定しており、次世代を担う青少年の学びの場としての充実をめざしている。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

海という言葉から連想する以上に多岐にわたる活動であり、複数の民間企業の協力を得て広い視点で学ぶことができるのは、素晴らしいと思う。

(教育長)

昨年度末に開校式を実施したが、今年度いよいよ本格的なスタートを切った。橋本校長を中心に、よろしくお願いします。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(教育長職務代理人)

大阪府のすくすくウォッチと、全国学力・学習状況調査との違いをおしえていただきたい。

(生涯学習部副理事)

正式名称を「小学生すくすくウォッチ」といい、全国学力・学習状況調査が実施される4月の第3週目あたりに、各校が実施日を設定して実施するもので、対象は小学5年生と6年生である。5年生が取り組むのは、国語・算数・理科の3教科各20分と、わくわく問題という教科横断型、例えばマイクロプラスチックを減らすために、あなたはどのようなことに取り組むか、といった40分の問題である。6年生は全国学力・学習状況調査があるため、令和6年度は理科とわくわく問題だった。

全国学力・学習状況調査とすくすくウォッチとの違いは、前者が都道府県や市町村、学校ごとの傾向が分析され、学力調査で出題された問題や分析結果を基に授業を改善することを主目的としているのに対し、後者は大阪府教育委員会が独自に実施しているもので、子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的としており、結果は個人に返されるため、子どもたちが自分の強みや弱みを知ったうえで今後の目標を持つことができるものとなっている。もちろん、市としての結果も返されるため、各校の学力向上の担当者が分析したり、それを基にどのような思考ツールを用いるか研修内で検討したりと活用している。

(教育長)

他に、何かないか。

(教育長職務代理人)

1型糖尿病の子どもは、留守家庭児童会に入会できないのか。

(生涯学習推進室長)

本市の留守家庭児童会において、1型糖尿病の児童の入会を一律に断るということとはしていない。ただ、入会についてお問い合わせがあれば、医療行為が必要かどうかということ、一定の判断基準としている。

(教育長)

他に、何かないか。

(水島委員)

最近、日本を始め世界中で地震が多発している。普段東南海地震については危機感を抱いているものの、先日発生した豊後水道地震は、起きにくいとされていた地域だったので驚いた。学校における災害対策は、年度末に非常食を持ち帰ったり、保護者への引き渡し訓練を実施したりと、いろいろと行われており、保護者としては子どもが学校にいれば安全だと安心しているが、災害は本当に突然やってくるものなので、引き続き願います。

海に近い学校における地震の避難訓練は、やはり津波に備えて上の階や小高いところへ逃げるのか。

(両口学校教育課長代理)

海抜が低い小学校に勤務していた時は、津波到達予想時刻までの時間が短い場合は上の階に逃げる垂直避難、時間に余裕がある場合はできるだけ海から遠くに逃げる水平避難を、と子どもたちには伝え、職員の研修も行って、両方実施していた。

(水島委員)

先日の台湾の地震の報道を見ていて、民間の機関との協力の重要性を感じ、日本でも見習う部分があると感じた。また、能登半島地震では学校が避難所になって入学式ができなくなったり、教職員自身が被災しながらも子どもたちの心のケアに努めたり、苦勞されているようだ。本市においても様々な備えをしておかねばならないと肝に銘じた。

(教育長)

災害時の民間企業との連携については市長部局が主に担っているが、教育委員会会議でそのようなご意見をいただいたということを伝えたい。いったん災害が起こって学校に避難所が開設されれば、通常の授業はできず、子どもたちは児童生徒ではなく避難者であり、教職員は避難所運営者であるということは、学校長時代伝えてきた。また、平素から避難訓練等の実施により教職員の意識改革に努めているが、昨今地震が頻発していること、新しい児童生徒が入学していることを踏まえ、地震の避難訓練を最優先するようにと先日の校長会で指示したところである。

(学校教育課長)

各校では、地震、火災、不審者対応の避難訓練を毎年計画的に実施しているほか、警報発令時の対応など毎年度当初に各家庭に示すとともに、子どもたちにも考えさせている。教育委員会事務局として、引き続き情報提供や注意喚起を行っていきたいと考える。

(教育長)

他に、何かないか。

(全員)

なし。

(教育長)

次回の令和6年第5回定例教育委員会は、令和6年5月24日金曜日、阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和6年第4回定例教育委員会を閉会する。

以上